資料 1-1

JESCO での高濃度 PCB 廃棄物処理事業の終了に向けた状況

環境省廃棄物規制課

１．東京、北海道事業エリア

○　JESCO 及び地方環境事務所、地方自治体、関係省庁と連携して、取りこぼしがないように、北九州・大阪・豊田事業エリアで新たに発見された事例等を対象に見落とされていた要因等を分析した上で、東京・北海道事業エリアの最終確認を実施。

○　現在も使用中の自家用電気工作物１件について、産業保安監督部、自治体と連携して、所有者に対する指導を実施。

○　今後も必要に応じて行政代執行により、事業エリア内の高濃度 PCB 廃棄物を令和８年３月末までに処理を実施予定。

２．北九州・大阪・豊田事業エリア

○　令和７年６、７月に重点搬入期間を設定し、令和６年 12 月 13 日までに JESCO に登録されたコンデンサーや安定器等を JESCO 北海道事業所で処理すべく、運搬計画及び処理計画を策定。

○　地方環境事務所及び自治体と連携して、12 月 13 日以降に発見された高濃度 PCB 廃棄物の適正な保管を指導。発見された高濃度 PCB 廃棄物の量等を踏まえて、処理方法を検討予定。